

社会福祉法人 白熊会 一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法)

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員全員が働きやすい環境を作ることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

2. 基本方針

社会福祉法人白熊会は、子育てや介護など、職員一人ひとりの生活状況に寄り添いながら、誰もが長く安心して働き続けられる職場づくりを目指す。

産休・育休や時短勤務などの制度が成り立つ背景には、それを支える同僚やチームの協力があることを踏まえ、「特定の職員に優しい職場」ではなく、「全職員にとって働きやすい職場」を理念とする。

この理念のもと、仕事と家庭の両立支援と、組織全体の働き方のバランス改善に取り組む。

3. 現状の概要

- 男女比 4:6
- 育児休業取得実績：女性 100%、男性 2 名取得実績あり
- 短時間勤務制度：法定通り運用中
- 年次有給休暇の取得状況：部署等により取得数・率にばらつきあり

4. 目標と取り組み内容

<目標1>

育児休業の取得率を 70%以上とする。

【取り組み内容】

- 制度内容を定期的に職員へ周知し、取得希望者への個別説明を実施する。
- 男性職員の育児休業取得に向け、上司による声かけや相談体制を整備する。

<目標2>

所定外労働時間の平均を 10%削減する。

【取り組み内容】

- 残業の実態を定期的に確認し、業務分担の見直しを行う。

- チーム内でのフォロー体制を見直し、負担の偏りを軽減する。
- 有給休暇の計画的付与を行い、全員が取得しやすい環境を整える。

5. 公表・届出

本計画は、法人内で周知するとともに、必要に応じて福岡労働局へ届出を行う。